

川西町第1号事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める要綱

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45の5第2項及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「規則」という。）第140条の63の6第1号の規定に基づき、法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業における第1号事業（指定事業者に係るものに限る。以下同じ。）の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。
- 2 この要綱に定めるもののほか、第1号事業の基準に関しては、介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和6年厚生労働省告示第84号。以下「国基準」という。）の定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この要綱における用語の意義は、法、規則及び川西町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（令和6年告示第 号。以下「総合事業実施要綱」という。）において使用する用語の例による。

(記録の整備)

- 第3条 指定事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
- 2 指定訪問型サービス事業者は、利用者に対する指定訪問型サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
- (1) 訪問型サービス計画
 - (2) 国基準第17条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 国基準第40条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (4) 国基準第20条の規定による町への通知に係る記録
 - (5) 国基準第32条第2項の規定による苦情の内容等の記録
 - (6) 国基準第35条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
 - (7) 総合事業実施要綱第11条に規定する訪問型サービス費の額の算定の基礎となる記録であって町が定めるもの

(8) 前各号のほか町長が特に必要と認める記録

3 指定通所型サービス事業者は、利用者に対する指定通所型サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 通所型サービス計画

(2) 国基準第61条において準用する同基準第17条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 国基準第63条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 国基準第61条において準用する同基準第20条の規定による町への通知に係る記録

(5) 国基準第61条において準用する同基準第32条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 国基準第59条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) 総合事業実施要綱第11条に規定する通所型サービス費の額の算定の基礎となる記録であって町が定めるもの

(8) 前各号のほか町長が特に必要と認める記録

(共生型介護予防通所介護相当サービス事業の基準)

第4条 共生型介護予防通所介護相当サービス事業を実施する事業者が満たすべき基準は、次項に定めるもののほか、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第105条の2に規定する共生型通所介護に係る基準の例によるものとする。この場合において、指定居宅サービス等基準第105条の2第1号中「及び共生型通所介護の利用者の数の合計数」とあるのは、「、共生型通所介護又は共生型地域密着型通所介護の利用者及び共生型介護予防通所介護相当サービス事業の利用者の数の合計数」と読み替えるものとする。

2 国基準第47条、第51条から第59条まで及び第61条から第65条まで並びに前条第3項の規定は、共生型介護予防通所介護相当サービス事業について準用する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(要綱の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

- (1) 川西町訪問型サービス（第 1 号訪問事業）の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（平成 2 9 年 3 月告示第 1 3 号）
- (2) 川西町通所型サービス（第 1 号通所事業）の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（平成 2 9 年 3 月告示第 1 4 号）